

消防だより

令和3年(2021年)
3月末現在の出動件数

有田川町消防本部	52・5950	火災	5件
吉備金屋消防署	52・5950	救急	282件
清水消防署	25・1243	救助	2件

病院紹介(和歌山県救急医療情報センター) ☎073・426・1199

心肺蘇生法

心臓や呼吸が停止した人への手当ては一分一秒を争い、時間の経過とともに救命の可能性は低下していきます。しかし、すぐに119番通報しなくても、救急車はすぐに到着しません(全国平均で約8分)。

大切な命を守るためにも、そばに居合わせた家族や友人が心肺蘇生法などの応急手当てを行うことがとても重要です。住民により心肺蘇生が行われた場合の生存率や社会復帰率は行われなかった場合に比べて高いことがわかっていきます。

インターネット環境があれば、お持ちのパソコン、スマートフォンで心肺蘇生法の基礎知識を学ぶことができます。



総務省消防庁
「一般市民向け
応急手当て
WEB講習」

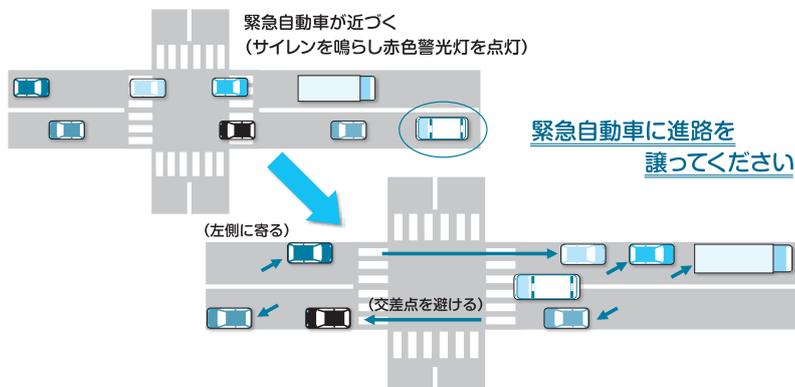
※消防署では、人形を使用して、人工呼吸や胸骨圧迫、さらにAEDを体験して学べる講習会を実施しています。現在、新型コロナウイルス感染症流行中のため開催を見合わせています。

緊急自動車の通行にご協力を

消防車や救急車などの緊急自動車は、消火活動や傷病者の搬送など緊急の業務を行うため、一刻も早く災害現場や病院に到着する必要があります。



緊急自動車が接近した際、皆さまが運転する一般車に急ブレーキや急な進路変更をされると、搬送している傷病者の症状を悪化させてしまったり、交通事故を起こしたりする危険性が高くなります。



出展：総務省消防庁「消防の動き」

助けを求める方の大切な命、財産を守るためには皆さまのご協力が必要不可欠です。緊急自動車の接近に気が付いた場合は、周囲の状況に注意しながら速やかに進路を譲っていただくようご協力をお願いします。

住宅用火災警報器を適切に維持管理しましょう

平成18年(2006年)6月1日から新築住宅に、既存住宅においても平成23年(2011年)6月1日から住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、10年を迎えようとしています。設置から10年が経過した住宅用火災警報器は、電池切れや本体の電子部分の劣化などにより、火災が発生した時に作動しないことが懸念されます。

ご自宅に設置されている住宅用火災警報器が「いざ」というときに適切に作動するように、定期的に作動確認を行ってください。家族の命や財産を守るため、住宅用火災警報器は必ず設置し、適切に維持管理しましょう。

10年経ったら交換しましょう

